

きずな通信

2020.3月 No.180

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの皆様へ

- 労働保険料年度更新の時期になります。

労働保険料（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期になりました。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。

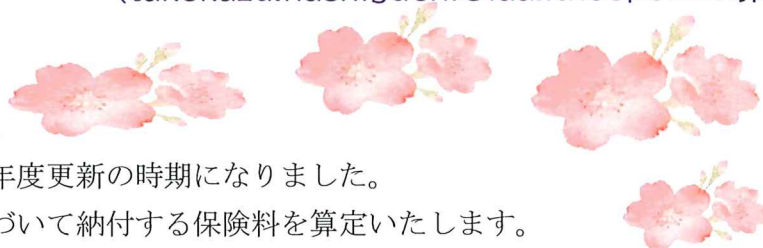
～事業所様にご準備していただく書類～

平成31年4月（令和1年）～令和2年3月までの従業員全員（学生アルバイト等も含む）の賃金台帳のご準備をお願いします。

資料が出来ましたら、FAX・メールまたは、頂きにあがりますのでご連絡お願いいたします。

※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。

※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、個別に案内しております



社会保険加入事業所の皆様へ

入・退社の多い時期になります。ご連絡はFAXかメールのご利用をお願い致します。

- 協会けんぽの令和2年度保険料率が改定されます!!

令和2年度の協会けんぽの健康保険料及び介護保険料が、本年3月分（4月納付分）

から下記の料率へ変更となります。4月支払い給与・賞与より変更をお願いいたします。

（宮崎県）

健康保険料率（給与・賞与）		介護保険料率（給与・賞与）	
2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から	2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から
10.02%	→ 9.91%	1.73%	→ 1.79%

新型コロナウイルス感染症拡大に関して

今回の感染症拡大により、多方面への影響が懸念されています。まずは、何より経営者自身とその家族の健康と安全を守る為に出来ることから取り組みましょう。

厚労省より出されました新型コロナウイルス感染関連の助成金資料を添付いたします。

まだまだ、助成金に関する詳しい内容が判らない状況です。

新しい情報が入りましたらお知らせします。

.....

【 社内での基本的な対策 】

- ◎ 会社及び店舗等入り口での手指の消毒、手洗いの徹底
- ◎ マスクの着用（マスクがない場合は、咳・くしゃみをする時はティッシュ・ハンカチ、袖などを使って、口や鼻をおさえる）